

令和 7 年第 8 回会津若松市農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和 7 年 8 月 20 日（水）午後 1 時 30 分

2 場 所 会津若松市生涯学習総合センター

3 委 員 農業委員 19 名
農地利用最適化推進委員 18 名

4 出席した農業委員 17 名

1 番委員	長谷川 泰道	2 番委員	大竹 吉弘	3 番委員	古川 正俊
4 番委員	春日部 一視	5 番委員	荒井 重隆	6 番委員	大島 光信
7 番委員	庄司 遼	8 番委員	二瓶 正貴	9 番委員	多田 善信
10 番委員	室野井 建一	11 番委員	渡部 一夫	12 番委員	折笠 康裕
		14 番委員	武田 久美子	15 番委員	星 俊典
16 番委員	渡邊 直也	17 番委員	手代木 久司	18 番委員	佐々木 隆夫
19 番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 17 名

1 番委員	梶内 徳仁	2 番委員	中島 吉郁	3 番委員	渡部 義勝
4 番委員	長谷川 幸栄	5 番委員	山田 千代志	6 番委員	田代 新一
7 番委員	齋藤 俊紀	8 番委員	渡部 清	9 番委員	平塚 与八
		11 番委員	島影 盛継		
13 番委員	菅井 洋一	14 番委員	佐藤 恒男	15 番委員	渡部 政治
16 番委員	高橋 一美	17 番委員	渡部 裕末	18 番委員	奈良橋 渉

5 欠席した農業委員 1 名

13 番委員	佐野 和枝				

欠席した農地利用最適化推進委員 2 名

10 番委員	高橋 一浩	12 番委員	本田 武史		

6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	加藤 高弘	主事	渡部 由華子
------	------	-------	-------	----	--------

7 出席した執行機関職員（農政部農政課）

主査	長谷川 研人				
----	--------	--	--	--	--

議長（会長）	只今より、令和7年第8回会津若松市農業委員会総会を開会いたします。 本日、出席の農業委員は17名でありまして、定足数に達しております。 また、総会会議規則第18条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は17名であります。 次に、本日の会議日程について申し上げます。 日程については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。ご了承願います。 次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 署名委員については、総会会議規則第21条第2項の規定により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 農業委員15番・星 俊典委員、同じく16番・渡邊 直也委員、以上2名の方をご指名申し上げます。
議長（会長）	それでは議事に入ります。 はじめに、議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の2ページをお開きください。 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、湊班担当委員より1番から3番について報告願います。
（農業委員10番） 室野井 建一 委員	農業委員10番室野井より、議案第30号の1番から3番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 1番と2番の案件は農業者への売買による所有権の移転、また、3番の案件は農業者への贈与による所有権の移転について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、8月16日午後3時から、湊班委員4名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、川南班担当委員より4番について報告願います。
（推進委員4番） 長谷川 幸栄 委員	推進委員4番長谷川より、議案第30号の4番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 4番の案件は新規就農者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。 現地調査は、8月15日午後2時から、川南班委員3名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	最後に、日橋班担当委員より5番について報告願います。
（農業委員8番） 二瓶 正貴 委員	農業委員8番二瓶より、議案第30号の5番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 5番は農業を営む法人への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。 なお、5番の案件につきましては条件付き許可として欄外の※1のとおり

	り、許可に際し条件を付すものであります。 なお、現地調査は、8月16日午前10時から、日橋班委員3名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はありませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について は、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について は、許可するものと決せられました。
議長（会長）	次に、議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の9ページをお開きください。 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第4条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。 なお、本案件につきましては、議案第32号の1番の案件と関連がありますので、ご確認願います。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、提出案件について、湊班担当委員の調査報告を求めます。
（農業委員10番） 室野井 建一 委員	農業委員10番室野井より、議案31号の1番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。この案件につきましては、進入路等の整備を計画するものです。 農地区分は、第2種農地の「その他」に該当することから、許可可能なものであります。 現地調査につきましては、8月18日午前9時50分から、農地部3名、湊班委員3名、事務局1名の計7名で実施した経過にあり、都市計画法は区域外、農振法・土地改良区は手続き不要で、申請目的実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし特段異議ないものと認められました。 報告は以上です。
議長（会長）	また、本件につきましては、農地部との合同調査となっておりますので、農地部長の調査報告を求めます。
（農地部長） 折笠 康裕 委員	ただ今の案件について農地部で現地調査を行ったところ、何ら異議無いものとしてご報告いたします。
議長（会長）	湊班担当委員及び農地部長の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はありませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について は、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）

議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 31 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について は、許可するものと決せられました。
議長（会長）	次に、議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 11 ページをお開きください。 議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。 なお、1 番の案件につきましては、議案第 31 号の案件と関連がありますので、ご確認願います。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、提出案件について、湊班担当委員の調査報告を求めます。
（農業委員 10 番） 室野井 建一 委員	農業委員 10 番室野井より、議案 32 号の 1 番から 2 番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。 これらの案件のうち、1 番につきましては、「進入路を整備する計画で、所有権を移転」するものです。 農地区分は、第 2 種農地の「その他」に該当することから、許可可能なものであります。 現地調査につきましては、8 月 18 日午前 9 時 50 分から、農地部 3 名、湊班委員 3 名、事務局 1 名の計 7 名で実施した経過にあり、農振法は手続き済、都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済で、申請目的実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし特段異議ないものと認められました。 次に、2 番につきましては、「農業用倉庫等を整備する計画で、所有権を移転」するものです。 農地区分は、原則として、転用の許可をすることが出来ない「農用地区域内農地」ですが、申請事業が例外的に許可することが出来る「農業用施設整備事業」に該当することから、許可可能なものであります。 現地調査につきましては、8 月 18 日午前 9 時 50 分から、農地部 3 名、湊班委員 3 名、事務局 1 名の計 7 名で実施した経過にあり、農振法は手続き済、都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済で、申請目的実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし特段異議ないものと認められました。報告は以上です。
議長（会長）	また、本件につきましては、農地部との合同調査となっておりますので、農地部長の調査報告を求めます。
（農地部長） 折笠 康裕 委員	ただ今の案件について農地部で現地調査を行ったところ、何ら異議無いものとしてご報告いたします。
議長（会長）	湊班担当委員及び農地部長の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について は、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について は、許可するものと決せられました。

議長（会長）	次に、議案第 33 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 14 ページをお開きください。 議案第 33 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について であります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項において、「市町村が農用地利用集積等促進計画案を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聴くものとする」と規定されており、令和 7 年 8 月 4 日付け、7 農政第 623 号にて会津若松市長より意見を求められております。 詳細につきましては、農政部よりご説明申し上げます。
議長（会長）	次に、農政部の詳細説明を求めます。
農政部農政課	日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 議案第 33 号農用地利用促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。 8 月総会の案件は、農地中間管理権の新規設定が 1 件となり、対象となる地域計画のエリアは荒井地区です。 15 ページをご覧ください。農地中間管理権の新規設定となります。 件数につきましては、荒井地区 1 件になります。 当該案件につきましては、新規就農者による農地の借受となります。 詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。 以上で説明を終わらせていただきます。
議長（会長）	事務局及び農政部の説明が終わりました。 それでは、荒井班において事前の確認を行った際に、要件を満たさないおそれのある場合にはご報告をお願いします。 （なし の声あり）
議長（会長）	次に、本件全体について、ご質問等はございませんか。
	（なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 33 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について は、貸付相手方に関する要件を満たしていることを確認の上、「意見なし」として回答することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり） 満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 33 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見については、異議のない旨を回答することといたします。
議長（会長）	次に報告に移ります。
	報告第 26 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について、 報告第 27 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理について、 報告第 28 号 農地の地目変更登記に係る照会への対応について、 事務局から報告願います。
農業委員会事務局	総会資料の 16 ページをお開きください。 報告第 26 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について、ご報告いたします。 届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。 これらの 9 案件につきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項により事務局長が専決処分し、同条第 2 項

議長（会長）	により報告するものであります。 次に、総会資料の 18 ページをお開きください。 報告第 27 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。 これらの 5 案件につきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項により事務局長が専決処分し、同条第 2 項により報告するものであります。 なお、備考欄の留意事項のとおり都市計画法及び建築基準法上の意見が付されております。 次に、総会資料の 25 ページをお開きください。 報告第 28 号 農地の地目変更登記に係る照会への対応について、ご報告いたします。 詳細につきましては議案書に記載のとおりであり、「現況地目が非農地」であると確認できたことから、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項により事務局長が専決処分し回答書を送付したところであり、同条第 2 項の定めにより報告するものであります。 報告は以上です。 報告第 26 号から 28 号については、報告のとおりご了承願います。 以上で、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。 （午後 1 時 52 分閉会を宣言する）
--------	--

この議事録は、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和 7 年 8 月 21 日

会津若松市農業委員会	会長	渡 部 政 美
	農業委員 15 番	星 俊 典
	農業委員 16 番	渡 邊 直 也